

# 平成29年度 地方公共団体におけるPPP／PFI民間提案活用に関する調査検討支援業務 調査報告書(要約)

## ①支援対象団体と支援内容

団体名 大府市（愛知県）  
人口 91,913人（平成29年12月末）  
面積 33.66km<sup>2</sup>  
対象事業 大府駅東駐車場及び自転車駐輪場整備事業  
支援内容 担当者の派遣等による、PFI法第6条に定める民間提案手続きの支援  
（論点整理及び調査、資料作成支援を含む）

## ②支援スケジュール

支援事項・民間提案手続きの進捗	日付・期間	担当者派遣
（支援業務開始・募集要項の検討）	平成29年10月～	○（2回）
募集要項の公表	平成29年11月22日	－
民間提案に関する説明会（担当者による同席）	平成29年11月30日	○
質問受付期限	平成29年12月4日	－
質問への回答の公表	平成29年12月11日	－
（提案受付後の検討）	平成30年1月15日	○
提案書等の提出期限	平成30年1月19日	－
提案内容の審査開始（提案書の内容確認支援）	平成30年1月22日	○
民間提案審査結果の公表	平成30年2月26日	－

# 平成29年度 地方公共団体におけるPPP／PFI民間提案活用に関する調査検討支援業務 調査報告書(要約)

## ③公募資料における論点

論点	検討結果
様式の簡略化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 民間提案の様式は既存のマニュアル等を参考にしつつ、提案書作成に伴う民間事業者の負担の軽減のため、提案書様式の簡略化や必要に応じて任意様式の使用を認めることとした。 参考：「PFI事業民間提案推進マニュアル（平成26年9月）」別冊「提案書（フォーマット例）」 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（平成28年3月）」別紙4「簡易な検討の計算表」</li></ul>
PFI方式以外の提案受付	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本件民間提案はPFI法第6条による手続きであるが、他のPPP方式による事業化の可能性もあったため、PFI以外の提案も受け付け、最適な事業手法を採用することとした。</li></ul>
インセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"><li>● 提案者へのインセンティブがない場合、熟度の高い提案が得られない懸念があった。このため、先行他事例との比較により、「民間提案の採用者は、今後の事業者選定に際して加点評価の対象とする」こととした。</li></ul>
提案の評価方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 提案の評価方法は、既存のマニュアル等を参考にしつつ、特有の項目として「駅前のにぎわいづくりの提案」「スケジュールの実現性」等を評価の視点として盛り込むこととした。</li><li>● 評価に際しては、提案内容が、民間のノウハウを発揮できるか、実現性があるかという観点から評価することとした。 参考：「PFI事業民間提案推進マニュアル（平成26年9月）」別冊「提案書（フォーマット例）」</li></ul>
審査結果の公表に係る提案者ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"><li>● 審査結果の公表に際して、提案内容等をそのまま公表した場合、提案者のノウハウの流出等の懸念があった。また、提案内容の公表等を前提とした場合、各民間事業者固有のノウハウを含む積極的な提案が得られないおそれがあった。このため、提案者のノウハウ等については、非公開とすることとした。</li></ul>

# 平成29年度 地方公共団体におけるPPP／PFI民間提案活用に関する調査検討支援業務 調査報告書(要約)

## ④民間提案の結果

民間提案の結果、2者からの提案を受け付け、以下の提案を採用した。

### 審査結果（公表内容）

提案者区分	株式会社（会社名は非公表）
主な提案概要	事業方式：独立採算による定期借地権事業 提案概要：自転車駐車を有料化し、独立採算によって駐車場施設を整備・運営する。また、駅周辺のにぎわい向上のため、民間施設として生活サービス施設を併設する。

## ⑤支援を通じて得られた知見

- 本件民間提案では、PFI法第6条のほか、PFI法に基づかない「マーケットサウンディング」事例も適宜参考にしつつ、「PFIに限定しない提案」も受け付けることとした。
- 民間提案制度は「官民連携事業の推進により負担軽減／サービス向上が図られるようにすること」を目的としており、サウンディングによる事業化が幅広く実施されている現状を踏まえても、個別の手法・根拠法にこだわる必要はないものと考えられる。
- 最終的に採用された提案がPFI以外の手法であったことを踏まえると、PFI法第6条に定める民間提案手続きにおいても、必要に応じて受け付ける提案の範囲を拡大することや、各種手続きや考え方を柔軟に検討していくことが望ましい。

# 平成29年度 地方公共団体におけるPPP／PFI民間提案活用に関する調査検討支援業務 調査報告書(要約)

- 本調査で得られた知見等をもとに、「PFI事業民間提案推進マニュアル（平成26年9月内閣府民間資金等活用事業推進室）」修正案を検討した。

## パラグラフの追加

- 民間提案の実施手続について  
(3) 提案の検討 に③を新たに挿入

### ③ PFI手法以外の事業手法を採用する場合の取り扱い

- 民間提案を受け付ける段階において、PFI手法の採用を判断できない場合には、PFI手法の提案として受け付けるか、それ以外の事業手法による提案として受け付けるか、公共施設の管理者等は受け付けた民間提案の内容を踏まえて選択することも可能です。
- PFI法に基づくPFI事業の実施方針の策定の提案として受け付ける場合には、実施方針の策定等の手続を行います。PFI以外の事業手法による民間提案として受け付ける場合には、実施方針の策定等のPFI法に定める手続ではなく、実際に採用する事業方式に沿った選定手続等を行います。
- なお、いずれの場合においても、検討結果の通知・公表が必要となります。

## 既存文書への加筆

- 民間提案の実施手続について  
(3) 提案の検討 ④（旧③）に加筆

### ④ 検討結果の通知・公表

- 民間提案を受けて、実施方針を定めることが適当であると認めるときには、速やかに実施方針を策定し、相当の期間内に実施方針を定める必要がないと判断した場合には、その旨及び理由を、その提案を行った民間事業者に速やかに通知します。また、PFI手法以外の事業手法によってその後の手続を行うことが適当と認めるときには、その旨及び理由を、その提案を行った民間事業者に速やかに通知し、当該手法に必要な手続等を行います。  
新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考とすることが適当と認められるときには、民間提案の概要や管理者等の判断の結果及び理由等を、民間事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表します。